

いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）について

1 児童福祉専門分科会の設置

○ 児童福祉審議会等（児童福祉法第8条）

- （第1項） 都道府県に児童福祉に関する審議会を置くものとする。ただし、社会福祉法第12条第1項の規定により、同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りではない。（要約）
- （第2項） 前項に規定する審議会は、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。（要約）

○ 地方社会福祉審議会に関する特例（社会福祉法第7条第1項）

社会福祉に関する事項を調査審議するため、中核市に地方社会福祉審議会を置くものとする。（要約）

○ 地方社会福祉審議会（社会福祉法第12条第1項）

条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。（要約）

○ 専門分科会の設置（社会福祉法第11条第2項）

地方社会福祉審議会は、前項の事項（民生委員審査及び身体障害者福祉の各専門分科会の調査審議）以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。（要約）

○ 構成

いわき市社会福祉審議会	34 名
民生委員審査専門分科会	5 名
身体障害者福祉専門分科会	14 名
児童福祉専門分科会	15 名

2 児童福祉専門分科会としての審議事項

- (1) 児童福祉に関する事項の調査審議（社会福祉法第12条第1項）
- (2) 家庭的保育事業等の認可の場合の意見（児童福祉法第34条の15第4項）
- (3) 保育所の設置の認可の場合の意見（児童福祉法第35条第6項）
- (4) 児童福祉施設の設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる設置者に対する事業停止命令の場合の意見（児童福祉法第46条第4項）
- (5) 児童福祉施設に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるように勧告する場合の意見（児童福祉施設設備運営基準第3条第1項）
- (6) 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に意見を具申（母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条）
- (7) 母子福祉資金貸付金の貸付けをやめる場合の意見（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条）
- (8) 母子保健に関する事項の調査審議するほか、諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申（母子保健法第7条）

3 地方版子ども・子育て会議としての役割等

(1) 地方版子ども・子育て会議

設置根拠法令	子ども・子育て支援法第 72 条
審議内容	○ 次の場合に意見する。 ・教育・保育施設の利用定員の設定 ・地域型保育施設の利用定員の設定 ・子ども・子育て支援事業計画の策定・変更をする場合 ○ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況を調査審議する。

(2) 幼保連携型認定こども園に関する合議体

設置根拠法令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 25 条
審議内容	○ 次の場合に意見する。 ・幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又は廃止等するときの認可 ・幼保連携型認定こども園の事業停止・施設の閉鎖命令 ・幼保連携型認定こども園の認可の取消し

(3) 重大事故の再発防止に係る検証委員会

設置根拠通知	保育所等において重大事故が発生した場合に、次の事項等を検証・検討し、提言としてまとめ、市へ報告する。教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について (平成 28 年 3 月 31 日付 内閣府・文科省・厚労省 通知)
審議内容	○ 保育所等において重大事故が発生した場合に、次の事項等を検証・検討し、提言としてまとめ、市へ報告する。 ・事故発生の実態把握 ・事故発生原因の分析 ・必要な再発防止策の検討 ※「重大事故」とは、死亡事故や、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、市において検証が必要と判断した事例(意識不明等)を指す。

4 児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）の審議経過（過去3年）

令和4年度 (全2回)	・第二次市子ども・子育て支援事業計画の中間年度における点検・評価に係る方針について ・公立保育所のあり方について ・保育所の再開に伴う利用定員の設定について ・第二次市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
令和5年度 (全4回)	・次期計画策定に向けたアンケート調査の実施について ・第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画の見直しについて ・「市公共施設等管理計画」に基づく「個別施設計画」の策定に係る「公立幼稚園・保育所の今後のあり方」について
令和6年度 (全7回)	・第二次いわき市こどもみらいプランの総括について ・第三次いわき市こどもみらいプランに係るパブリックコメントについて ・令和6年度こども・若者の意見表明機会確保の取組について

5 令和7年度のスケジュール

回数	予定時期	内容（案）
第1回	令和7年9月	・保育所等の待機児童数について（令和7年4月1日現在） ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業者の認可について
第2回	令和8年1月頃	・療育支援・統合保育等の推進について ・いわき市こども計画の推進について
第3回	令和8年3月頃	・療育支援・統合保育等の推進について ・需給計画の見直しについて ・令和8年度当初予算について

6 委員構成について

第三次いわき市こどもみらいプランでは、より一層、こども・若者の社会参画・意見反映を推進していることから、令和7年8月に任期満了となる委員の一部において、委員構成の見直しを行い、次の2団体から新たな委員の推薦をいただいている。

- ・学童期の保護者枠：いわき市PTA連絡協議会
- ・若者枠：いわき短期大学